

令和3年3月29日 開会

令和3年3月29日 閉会

# 令和3年第2回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 令和3年第2回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号（3月29日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑	5
議案第35号～議案第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第37号～議案第38号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	16
議員派遣について	18
閉会の宣告	18
署名議員	19

第 2 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和3年第2回鮫川村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年3月29日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について  
(工事請負契約の変更(宿泊施設改修工事))  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について  
(工事請負契約の変更(青少年広場大規模改修工事))  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 議案第35号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第36号 鮫川村交流施設特別会計条例を廃止する条例  
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第37号 令和3年度鮫川村一般会計予算  
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第38号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算  
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第10 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番 関根浩治君

2番 森隆之君

3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	斉藤利己君
住民福祉課長	古舘甚子君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	渡邊敬君
代監査委員	森洋君	会計兼出納室長	鈴木節子君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	鈴木隆寛	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第2回鮫川村議会臨時会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、鈴木隆寛君。

○議会事務局長（鈴木隆寛） 諸般の報告をいたします。

本議会に、村長、教育委員会教育長及び代表監査委員に出席を求めました。

報告第1号から報告第2号までの2件及び議案第35号から議案第38号までの4議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申入れがありましたので発言を許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回鮫川村議会臨時会の開催をお願いしましたところ、全員議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますことに、深く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、先般の令和3年第1回鮫川村議会3月定例会におきましては、上程させていただきました議案の中で、鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例案、令和3年度一般会計予算案、令和3年度鮫川村交流施設特別会計予算案につきまして、賛成少数により否決の議決をいただきました。議員の皆様には、各常任委員会において、慎重なる議案調査を重ねていただいていたの賛否の意思決定をいただいたものであり、議会機能が十分に果たされていたものと真摯に受け止めております。

本日の各提出議案につきましては、現場の状況を把握しながら、将来的な視野に立ち、誠心誠意の修正案を上程するものであります。提案しました議案につきましては、十二分にご審議をいただき、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

10番 宗 田 雅 之 君 及び

1番 関 根 浩 治 君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎報告第1号～報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更（宿泊施設改修工事））から日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更（青少年広場大規模改修工事））までの2件を一括議題といたします。

本件について報告を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第1号及び第2号の2件の専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号につきましては、令和2年8月25日付で締結しました宿泊施設改修工事の請負契約につきまして、工種の変更により工事請負代金の減額があったことから、契約内容を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年2月15日に変更契約の締結につきまして、専決処分をさせていただいたものであります。

なお、変更の内容につきましては、当初の契約額6,930万円を6,800万3,000円に変更するものであります。

議案書の3ページをお開き願います。

次に、報告第2号につきましては、令和2年7月15日付で締結しました青少年広場大規模改修工事の請負契約につきまして、工種の変更により工事請負代金の増額があったことから、契約内容を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年3月5日に変更契約の締結につきまして、専決処分をさせていただいたものであります。

なお、変更の内容につきましては、当初の契約額1億6,324万5,500円を1億6,368万8,800円に変更するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 宿泊施設改修工事の、当初、改築始まる前ですね、旧つるやの設計書



がなかったということで、それを後々、できれば見つけたいというようなお話あったんですが、今回それは改修されるわけだね。今言われた6,800万ですか、その改修工事の図面、設計図というものをきちんとやっぱり、後々、また改修工事に至るような事態になりかねないと思いますんで、今回、改修工事されたそういう記録とか、図面は当然あったと思うんですよね。改修工事の図面が。そういうものがきちんと多分手元にあると思うんですが、それらの状況についてお聞かせ願えれば。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの質疑の件につきましては、前の定例会ですか、前田武久議員のほうから等々の質問がありました。その当時の図面があるのかということでしたが、それにつきましては担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、星徹君。

○農林商工課長（星 徹君） 農林商工課長です。

先ほどの質問の件ですが、竣工した時点での図面がなかったということで、今回、改修に当たりますのは、設計事務所のほうに改修図面の作成と設計を委託した時点で、現地を調査しながら現況図を作成し、今回、改修工事を行った部分で竣工図の作成をしております。ただし、配管等で地下に配管した配管図等の詳細については把握できませんので、今回、想定での配管図等の整備はしております。ただ、今後、改修も必要でありますので、設計図書、図面等については、厳重に管理していくということでご報告いたします。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今回、12月、たしか工期が22日でしたね、それが2月、約2か月ぐらいつれ込んだということで、当然追加工事というか、前の図面がなくてそういう現況が分からずに、実際通水してみたら水が出なかったというようなところで、改修に至ったと思うんですけれども。

やはり今、農林課長が言われたように、今後また改修すべき事態になりかねないんで、今回の追加工事も含めた図面というのは、設計図に記載できると思うんで、それを明らかにして、いつでも対応できるような、そういう状態に持っていくべきなんで、村長に確約していただきたいんですけども、それらの不備について用意できるかどうか、その辺お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） このたび、つるや改修工事は、多額の土地建物の買収から始まって、大型の改修工事でありますから、今回の改修工事に際しての詳細、それから、当初予測できなかった水回りの改修工事の図面、それから書類等、今、担当課長のほうから答弁をいたしましたけれども、今後、あの建物の不具合が生じた場合の対応として、書類等につきましては厳重に保管し、また、業者が迅速に整備、対応できますように、資料等の整備を進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これにて質疑を終わります。

以上で報告第1号から報告第2号までの報告を終わります。

---

◎議案第35号～議案第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第35号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第36号 鮫川村交流施設特別会計条例を廃止する条例までの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第35号及び第36号の2議案につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

初めに、議案第35号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、第9期鮫川村高齢者福祉計画、第8期鮫川村介護保険事業計画を今月策定するに当たり、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を5,700円として、条例の一部を改正するものであります。

議案書の6ページをお開き願います。

次に、議案第36号 鮫川村交流施設特別会計条例を廃止する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村交流施設ほっとはうす・さめがわを令和3年4月1日から閉館することに伴い、鮫川村交流施設特別会計条例を廃止するものであります。

以上で、議案第35号及び第36号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 議長、議案第35号と36、一緒ですか。

○議長（星 一彌君） 一緒です。

○6番（北條利雄君） 一緒ですか。じゃ、申し訳ないんですが、35号、36号について、2つについて、ちょっと質疑させていただきます。よろしくをお願いします。

まず、今回、介護保険条例の一部を改正する条例が再度提出されました。まさに38号の介護保険特別会計関連で提出されておりますけれども、いろんな議論の中で、介護保険制度の中で、介護給付と支援サービス、保険料負担のバランスが懸念される提案であります。保険料の財源構成での標準給付見込みの減と準備基金の全額取崩しは、次年度からの介護制度運営の制度設計が損なわれることに直面するものです。

基準保険料ありきでの推計設定は、過去の実績と進行中である介護認定率や、現在、サービスを受けている被保険者を平均で0.7%下回る推計であり、今までの実績を基本根拠とし、推計を低くする計画は、本村の現状から基本あり得ないと考えます。現在まで享受されてきたサービスを削減する、必要とする認定者数や介護度、予防活動支援を減らすことにもつながるものであります。

準備基金はゼロ円の枯渇化、一般会計からの法定外の補填活用ができない。財源不足を補う財政安定化基金、借入れですが、これを当初計画から活用せざるを得ない、見越したものの運営計画になります。しかも、借入償還は次期期間に保険料を上乗せした財源とされるものであります。つまり、借金のツケは次期保険料の算定に大きく影響することになります。近隣市町村との保険料の比較は、誰もが低い負担で質の高いサービスを享受できればこれにこしたことはなく、理解もできます。しかし、法律や制度が同じであっても、人口構造が違うことで、大きな負担、格差が生じることを理解していただく。地域で共に支えることを理解していただく。守るべき法律や、制度の組み立てを理解していただく必要があります。

付託者である村民皆さんへの理解と協力を得る努力とともに、我が村、過疎地域が抱える

高齢化、介護認定率、再生産年齢の減少など、人口構成での負担の苦悩、給付等支援サービスの充実など、制度の維持困難はあらゆる場面で今後も続きます。これらの実態を整理し、国・県への働きを強め、財政負担、構成割合の軽減や支援策など、制度改正を含めた要請と実現を求めることを早急に行うべきであります。

これらの考えを村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君に答弁を求めます。

村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 今回の介護保険料の修正案につきましては、先般の全員協議会におきまして、長時間にわたって、議員の皆様には、各議員のご提案とお考えにつきまして、ご協議をさせていただきました。その中で、担当課より、あと介護保険の料金の設定の仕組みですかね、これは既にご理解いただけたと思っておりますし、また、3月定例議会では5,400円から6,300円、900円のアップということで上程をさせていただきましたが、多くの議員からは、コロナ禍の中で村民の負担を軽減しなくちゃならないのではないかというようなご意見が多いということで、この900円アップをどうしたら削減できるのかということは、担当係も、また、介護保険制度の仕組みを精査しながら設定をさせていただきましたが、ただ単に、近隣町村や他町村との比較だけで料金を設定できるものではございません。これは、被保険者の介護保険料を払う方々、そして介護を必要とする方々のバランスによって設定されるものでありますから、今回の300円アップという、5,700円というこの数値は、非常に厳しい、無理な計画と言われてもおかしくない設定であります。

今、北條議員から質疑ありましたように、このままいけば、当然、基金も全て充当しての計画でありますから、財政安定化基金を借りなくてはならない状況に追い込まれるであろうと。これは覚悟の上であります。そしてまた、この料金の設定が、あと3年後に一気に跳ね上がるのではないかと懸念も、7,000円台になるのではないかと懸念もされておりますが、これは本当に私としても苦肉の判断でありますし、近隣町村同等のアップ、そしてまた、これによって介護サービスを低下させてはならない。介護認定を下げてはなりません。介護が必要な方に福祉サービスをするのが行政の仕事でありますから、この300円アップで無理な計画だからといって、必要とする方の介護事業を圧縮して、10あるものを半分にするというわけにはいきませんから、これは努力をしなくてはなりません。

そしてまた、今回の皆様、議会からの否決というこのような事態を機として、私たちはこれから、介護保険制度にきちんと目を向けて、どうやればアップにつながらないのか、そし

てまた、住民、特に高齢者、フレイルというんですか、高齢化、介護を必要とするそれを防ぐ事業を展開しなくてはならない。本村は、昨日も健康サポートボランティアの方々の総会がありました。サポーターの方々。それから、食生活改善のサポートの方々の総会もございました。そして筋力教室。さらには、各地域でそういった方々のお手伝いをいただいて、サロンを重ねております。これは全て、高齢者の介護を必要とする方を少なくするための村の施策であります。受診率も県内トップであります。7割前後でありますから、全国でもトップであります。こういったことを重ねていって、そして寝たきりで、介護を必要とする方をできるだけ少なくする方向に切り替えていかななくてはならないと思っております。

最後になりますけれども、国・県へそういった要望が必要なのではないかというご質問、全くそのとおりであります。3月21日の日曜日の新聞記事は、全ての方がご覧になったと思いますが、政令都市の人口が非常に多いところ、高齢化率の低いところの都市でさえ、8割が介護保険料月6,000円が標準額だと出ておりました。決して私どもだけではないのでありますから、今後、多分1万円に跳ね上がるのではないかとこの予想もされております。しかしながら、これは介護料が上がれば上がるほど、その町、村の高齢化率が高い、過疎化が進んでいるという、そのようなイメージを村外の方々などに与えてしまう可能性があります。

これはやっぱり、一定の金額以上跳ね上がったときには、国の手厚い理解度があつて、そのような支援策も当然必要なのではないかと。今回、これだけの議論を重ねていく中で感じました。これは私どもも、これからまた国に働きをかけて、過疎が進む村でこそ置かれている大変な立場、これは理解していただくしかありません。また、議会の皆様方からも、今回の介護のこの問題が一つのきっかけとして、国のほうへの意見書、また決議書、決議文も併せて、各自治体によって格差がないように、負担軽減が図られるような、そのような決議書、意見書も併せてお願いできればありがたいと思っております。国・県に対しても、これからの要望は具体的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 今、長い質問をさせていただきました。これらは、制度の中で生み出された鮫川村のいろんな苦悩であります。当然、国・県に要望はそうでありますけれども、保険料の負担率を上げるというのは、村民の理解が得られないと、単純に高い低いの判断では困るわけですよ。この制度の中でいつまでも続くということです。

あと、私も言ったし村長も答えたんですけども、次期計画の中に跳ね返るわけですよ。ツ

ケが回るわけですよ。村長も一生懸命、介護支援も含めたサービスも含めて、ほかの市町村と違うことをやってはならん、同一のサービスをさせる。そういうのは当たり前なんです。だけど、この介護保険制度を運営する中で、これがつまずきが出てくる。県からのお金を借りられなければつまずくわけですよ。受けたいといっても止めざるを得ないでしょう。そういうことはやってはならない。

何回も繰り返すことはしませんけれども、そういうことを踏まえて、村民への理解、広報をきちんとやる。それから、国・県には早急にやるべきです。当然、過疎化を抱えているほかの市町村もそうです。そこを理解してもらわないと、保険料の設定の高い低いでこの制度そのものが崩壊するわけですよ。これを十分認識していただいて、進めていただきたいと思っています。

次に、36号の交流施設特別会計条例を廃止する条例、それから、第37号の令和3年度一般会計予算に関連しておりますが、これを確認したいと思います。

今回、交流施設特別会計条例を廃止し、財政規模を縮小した上、一般会計に移行するもので、交流施設設置条例を残す、つまり、廃止や閉鎖をしない事業継続の判断になります。分かりますね。

4点を伺います。

まず、第1は、交流拠点施設の機能と役割の認識、それから、赤字続きの財政負担の検証、評価を行い、利活用や運営方法などを探り、今後、さらに、機能と役割を前進させる改革と方向性を示していくこと。さらに我が村の振興計画など、各種計画等の整合性を図る、手続であるとの理解でよろしいかまず伺います。

次に、2つ目は、今までの議論の中で、交流体験施設と公設民営宿泊施設が並列で議論されてきました。今回の提案は、鮫川村公共施設管理計画を推進する一環であるとの認識でよいか伺いたいと思います。

3つ目は、関連になりますが、両施設の飲食宿泊の共通部分はありますけれども、主体的に、目的が異なる交流体験部門などの拠点は、交流施設での事業活動を引き続き展開する、継続する方向性であること。温泉旅館は中心地での宿泊施設を確保し、利便性の向上を図ることでの理解でよろしいのか、この辺も伺いたいと思います。

4つ目。温泉旅館の飲食部門は、現在、経営継続されている直売所、民間営業所との競合、競争原理が働くことになります。経営を圧迫することも予想されます。これ以外の対応と、考え方の4点をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、関根政雄君。

○村長（関根政雄君） 交流施設の運営、また、条例廃止の件ですね。それから、閉館するという今回の上程案につきまして、今、4点ほど質問をいただきました。まず、1点から3点までの件につきましては、共通する内容でありますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、全員協議会でも、これもまた時間をかけて、議員各位からのご意見を頂戴したところでありますが、基本的に財政が大変厳しくなる一方の中で、赤字だから切り捨てるという考えではないという意見もありましたけれども、今回、長年の都市との交流ということを目的にしたほっとはうすの運営そのものも、なかなか決算状況を見ると容易でない状況であるし、一般会計の繰り出しが今後どこまで続くのかというようなご意見もありました。修正案として、今回、閉館という苦渋の選択をしたわけでありまして、これは私が前々から定例議会で答えていますように、民間譲渡を前提として、民間の貸出しも含めて、経営者が手を挙げていただけるということ前提として、そして、宿泊機能は失いたくないと。民間の方が経営されるのであれば、その施設を村から切り離してお願いしたいということで、広報、ホームページでもずっと載せてきたわけでありまして、その方がなかなか現れないということで、今後、またそれは続けていく覚悟であります。

先般、全協の中で議員からも質問がありました。子供会とか、そういったスポーツ少年団とかが使いたいというときにはどうするのかということに関しては、村の直営の営業は休館としますけれども、そういった要望がある場合には、村の施設ですから、民間の方に譲渡したのであれば、その経営者の方々の考えだと思いますが、そういった青少年の活用とかであれば、営業は休館しても貸出し要綱をつくって、公共施設の要綱の中の範囲内で、体験館も含めて、お貸しはしたいという考えを示しをさせていただきました。

じゃ、それは経営を継続するのかというようなことではあります、経営はあくまでも宿泊地としての宿泊許可を取って、保健所の許可を取ってあそこで調理をし、宿泊をして、今までやってきたわけですが、そちらの経営は今回で、3月末で閉館をしたいという考えに変わりはございません。

それとあと、最後に、旧つるや温泉がいよいよ開所となりますけれども、村内の飲食店との経営に影響を及ぼさないのかという質問であります、もともと、旧つるや温泉は宿泊地として営業されておりましたし、あそこでも食事の提供は、今まで前経営者がされておりました。今回公設民営で、経営者の方に、宿泊は夏以降になるのかなというコロナ禍の中で、当

面オープン時は、宿泊者が来ても、食事の提供はしていきたいというご意向であります。今回の経営する方が、先般、地区内のご挨拶回りをさせていただいたようでありますし、村内の飲食店の方々にもご挨拶を済ませたようであります。やはり、村内の飲食業というのは共存共栄であって、1軒しかないところに人が寄るかということとそうでもなくて、ある一定の軒数が村内にあれば、集客力もアップするということにも期待したいと思っております。

当然、村の直営の手・まめ・館の食事にも影響はあるのではないかと心配もされますけれども、これは、食事を取る方は1か所でいつも食べないということもありますから、そういうところで、村内の各民間の業者さんには切磋琢磨していただいて、できるのであれば、村の共通した特産品、豆製品やエゴマ等も併せて、共通した料理提供もできるような連携を経営者には取っていただきたいなど、このように思っております。

交流施設の件につきましては、4月以降から閉館という運びで今回上程をさせていただきましたが、建物はこの前も言ったように、すぐに解体、壊すわけにはちょっといきませんので、有効活用、できるだけ民間の方々の手を挙げていただいて、経営をしていただくような方向で、誠心誠意力を注いでいきたいなど思っております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 今、村長答弁の中で、会計を廃止して一般会計に、財政規模を縮小しながら残すということになっていきますけれども、それから、交流施設の設置条例を残す、目的を定めた条例を残しながら、ほっとはうす、この交流施設を閉館とするということは、何かつじつまが合わないんですが、そこを説明できる理由がありますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 交流施設の設置条例というのがございますが、今回、特別会計の設置条例を廃止をいたします。しかしながら、あの建物をどなたかがお買上げになった等々につきましては、条例を残しつつ経営を再開するという考えは全くありません。しかしながら、民間の方が経営をされるというときには、必要なければ、条例の廃止は議会の同意を求めていきたいなど思っております。

○議長（星 一彌君） 6番、北條君。

○6番（北條利雄君） 交流施設も、まさにこちらの村が公設民営化でオープンする、期待もしています。オーナーもやる気があります。私も期待をしています。だけど、今まで築いてきた交流施設の役割と任務というのは、大きなものがあるのは、この前の協議会でも私お話



しました。財政も厳しいです。当然、第3セクターとか公社にしてもやっぱり同じですし、名前は変わってもどこの市町村も苦しんでいる。それを改善するという事は分かりますけれども、やはり単なる並列に並べて議論することはおかしい、間違っているから、これ今後は、それはやめていただきたい。私は要望したいと思います。その辺でもう一度答えて、最後の質問としたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 第4次振興計画の中にも、都市との交流、そしてまた、関係人口の増加等がうたわれておりますし、人口ビジョン総合戦略の中にも、そういった交流人口を増加して、できるだけ村の産業を活性化したいというような目的も明確にうたっておりますから、その振興計画の基本的な方針、また、基本方針につきましては、大きく変えることはできません。その中の一つの手段として、私は全員協議会で話しましたように、これからどんどんと財政が逼迫していく中で、民間でやっていただけたところは民間でお願いしたいし、それから、不要な財産等々があれば、処分といいますか、財産処分も含めて、大きく村の財政がスリム化になっていくと。

しかし、その中で忘れてはならないのは、やはり採算が合わないからすぐ廃止と、そのような考えは持っておりません。ですから、その中にはやっぱり施策があるということでもありますから、施策をきちんと見極めた上で、今後、この公共施設の計画の中にも、順次織り込んでいながら、判断をしていきたいと思っております。その都度、議会の皆様には判断をいただかなくてはならないところでありますが、どうか今後、また公共施設も併せて、民間譲渡に向けて全力投球いたしますし、NPOなのか、それから企業にお願いするのか、福島県東京事務所でも、そういったことがあればすぐおいでいただきたいという話もされておりますから、できるだけ鮫川村が大好きな、鮫川村を愛していただける方々に経営をお願いするか、貸出または譲渡を進めていきたいなと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

3番、遠藤貴人君。

○3番（遠藤貴人君） ありがとうございます。

それでは、私のほうからは、議案第35号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。

過日の全員協議会にて、住民福祉課より、第8期介護保険事業計画の説明がありました。その中で、第9期推定保険料基準月額7,182円のお示しがありました。今回、上程されまし

た第8期基準月額5,700円と比較しますと、およそ1,500円の増となります。これは推計でありますので、お示し以下になることもあるでしょうが、場合によってはこれ以上になることもあるものだと思っております。

3年後の介護保険事業計画、第9期においては、このようなご負担を村民の人をお願いする、そういった計画であるという理解で間違いはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 現在のこの数値と予測は、現在の介護サービスの量ですね。それから、高齢化率、介護認定率、それを合わせての試算であります。決算を迎えると若干数値が変わってくるかもしれませんが、今回5,700円、300円アップということで、約1,500円以上の値上げを余儀なくされるであろうというのは、これは担当課の間違いない試算でありますから、この数値に近い金額を3年後に設定しなくては、介護保険そのものが回らないという事態になります。

当初、6,300円の上程のままの値上げでいきますと、若干余剰金が基金として積み立てができるのかなという状況でありましたが、今、基金もゼロという状況でありますから。また、財政安定基金ですね、これを借入れて、利息まで介護保険料に加算されてしまうという、そのようなルールでありますから、この金額に近い金額は紛れもなく予想されるかと思えます。ただ、さっきも何度も言うように、そのようにならないような村の施策を講じていかななくてはならない。介護保険を使う方を少なくする。

もう一つは、再三私は全協で話しているとおり、被保険者、要するに、いずれ若者も40代になるわけですから、被保険者、介護保険料を払う人、これをやっぱり村に呼び戻さなくてはならない。そしてまた、村から出る人、後に家族で他町村に移り住んでしまう人、こういった人たちをやっぱり止めなくてはなりません。これは村の施策でありますから、今回も住宅の建設費用も、あと移住、定住者への上程はさせていただいておりますが、こういった2つの面、これを徹底していきながら、保険料を抑えるように努力する以外に考えられないと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 鮫川村交流施設特別会計条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第37号～議案第38号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第8、議案第37号 令和3年度鮫川村一般会計予算から日程第9、議案第38号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算までの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第37号及び第38号の2議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

事業費の内訳等につきましては、議案書及び令和3年度一般会計特別会計歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

初めに、議案第37号 令和3年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

議案書の7ページから13ページ、事項別明細書の1ページから2ページをお開き願います。

予算総額は修正前の予算総額と変更はございません。

歳出の主なるものにつきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書の65ページをお開き願います。

ほっとはうす・さめがわに勤務を予定していた会計年度任用職員に関わる人件費のほか、

施設を維持するための電気料など、必要最低限の経費といたしまして、7款1項商工費、3目観光費、1節報酬293万3,000円を、また、2節給料1,558万2,000円のうち241万6,000円を、また、10節需要費302万8,000円のうち、133万円を計上するものであります。

なお、これら以外の歳出の内容につきまして、前回上程したものと変更はございません。

次に、議案第38号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

議案書の14ページから16ページ、事項別明細書の101ページをお開き願います。

予算総額は修正前の予算総額と変更はございません。

歳入の主なるものにつきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書の102ページをお開き願います。

令和3年度から令和5年度までの介護保険料を標準額で月額5,700円、年額6万8,400円とすることに伴い、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、修正前の予算額から226万6,000円を減額して8,928万円とし、104ページをお開きいただきまして、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、修正前の予算額から226万6,000円を増額して246万6,000円とするものであります。

なお、これら以外の歳入の内容につきましては、前回上程したものと変更はございません。

以上で、議案第37号及び議案第38号の2議案につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号 令和3年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 令和3年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものであります。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の報告の事情により変更する場合には、議長一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第2回鮫川村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時53分）

上記会議次第は事務局長鈴木隆寛の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和3年3月29日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 関 根 浩 治